

習志野市補助金審査委員会設置要綱

平成18年3月31日

習志野市公告第22号

(設置)

第1条 習志野市が交付する補助金の適正で効果的な交付を図り、もって市民に開かれた補助金制度を推進するため、習志野市補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付基準に基づく補助金の審査に関すること
- (2) 公募型補助金制度に関すること
- (3) その他補助金に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 習志野市経営改革懇話会の委員
- (3) 公募委員
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取し、又はこれ

らの関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、行政改革担当部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月15日公告第122号)

この公告は、公示の日から施行する。

附 則 (平成20年4月25日公告第51号)

この公告は、公示の日から施行する。